

# 保育の必要性の認定基準 を定める規則（骨子案）

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分の保育必要量）について、国が基準を設定している。

## 2. 保育の必要性の認定について

- 保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定する。
- この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定する。

市が規則で定める。

○「事由」について

○保護者の就労の下限時間について

月 48 時間～64 時間で設定する。

## 【保育を必要とする事由】

現行の「保育に欠ける」事由	制度における「保育の必要性」の事由（国）	市の基準(案)
<p>以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。（その他）</p>	<p>以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p><u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合その優先度を調整することが可能</u></p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥<u>求職活動・起業準備を含む</u></p> <p>⑦<u>就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</u></p> <p>⑧<u>虐待やDVのおそれがあること</u></p> <p>⑨<u>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</u></p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>市の基準(案)</p> <p>国の基準に準じる</p>

## 【区分、保育必要量】

### ●保育短時間の就労の下限時間について

現行制度	国基準	市の基準
特に規定なし	1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	ニーズ調査結果等を踏まえ検討する

## 【就労時間の事例】

### (48時間就労の場合)

1日あたり3時間 × 1週間4日就労

1日あたり4時間 × 1週間3日就労、等

### (64時間就労の場合)

1日あたり4時間 × 1週間4日就労、等